上里町先端設備等導入計画の認定に関する要綱

（趣旨）

1. この要綱は、生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号。以下「法」

という。）に規定する先端設備等導入計画の認定に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める

　ところによる。

（１） 先端設備等導入計画　労働生産性の向上を図るため、法第４０条第１項

 の規定に基づき、中小企業者が作成した先端設備等の導入計画をいう。

（２） 中小企業者　法第３６条第１項に規定する中小企業等経営強化法（平　成１１年法律第１８号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

（添付書類）

第３条　法第４０条第１項に規定する先端設備等導入計画を町長に提出しようとする中小企業者は、経済産業省令関係生産性向上特別措置法施行規則（平成３０年経済産業省令第３３号）第４条第１項、第２項及び第３項に規定するもののほか、同条第４項に規定する書類として、以下の書類を添付しなければならない。

　（１）個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式第１号）

　（２）導入する先端設備等をリース契約で取得する場合は、リース契約見積書

　　　　及び公益社団法人リース事業協会が確認した軽減計算書の写し。

　（３）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

（認定通知）

第４条　法第４０条第４項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は別記様式第２号により、認定しないこととした場合は別記様式第３号により、その旨を通知するものとする。

（変更申請）

第５条　法第４１条第１項の規定により申請を受け、法第４１条第５項において

　準用する法第４０条第４項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は

　別記様式第４号により、認定しないこととした場合は別記様式第５号によりその旨を通知するものとする。

（認定の取り消し）

第６条　法第４１条第２項又は第３項の規定により第３条第１項の認定又は第４条第１項の認定を取り消した場合は別記様式第６号によりその旨を通知するものとする。

　（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

　１　この告示は、公示の日から施行し、平成３０年８月１４日から適用する。